

第 8 回 社会保障審議会 児童部会  
児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

浜田委員提出資料

平成27年4月20日

## 未成年後見人の活用について

弁護士 浜田真樹（大阪弁護士会）

### 1 自立に際しての法的な課題

施設等から自立を図るにあたり、児童等は、住居を定め、進学先・就職先を決め、携帯電話を買うなどして、自らの生活環境を整えていく。これらはすべて、法律行為（契約）である。

ところで、民法は、未成年者を制限行為能力者とし、未成年者が法律行為を行うには法定代理人の同意を得なければならず、これに反する法律行為は取り消すことができると定める（5条）。

しかし、自立に臨む児童等の中には、法定代理人たる親権者を有しない者が存在する（典型的には、親権者と死別した場合。また、親権喪失・親権停止審判等により親権を行使する者がいなくなる場合もある）。そのような児童等は、ここで、有効な法律行為をなし得ないという問題に直面する<sup>1</sup>。

このように親権を行う者がいないときは後見が開始し（民法 838 条 1 号）、未成年後見人が選任されることとされている（民法 840 条ほか）。

### 2 未成年後見人の選任

平成 25 年における未成年後見人選任事件の受理件数は 2366 件であり<sup>2</sup>、近年の事件数に大きな変動は見られない<sup>3</sup>。しかし、平成 23 年の民法改正により未成年後見制度に関する改正（複数後見の解禁等）や親権制限審判に関する改正（親権停止審判の新設等）のほか、東日本大震災で親権者を亡くした児童等が多く発生したこと等の事情により、近時注目が高まっている。

未成年後見人となる者は、大多数のケースにおいて親族である。しかし近時においては、専門職（主として弁護士<sup>4</sup>）が未成年後見人や未成年後見監督人に選任されるケースが増加傾向

<sup>1</sup> そのような児童等は数としては多くないが、だからといって看過できる問題ではない。

<sup>2</sup> 平成 25 年度司法統計家事事件編第 3 表の新受件数。

<sup>3</sup> 平成 19 年以降、年間の事件数はおおむね 2600 件台である（平成 22 年は 2300 件台）

<sup>4</sup> 弁護士以外では、司法書士や社会福祉士等が想定される。未成年後見監督人については、税理士

向にある<sup>5</sup>。

たとえば、大阪弁護士会に対して大阪家庭裁判所<sup>6</sup>から未成年後見人等<sup>7</sup>の推薦依頼がなされた件数<sup>8</sup>は以下のとおりであり、4年間で3倍以上に増加している。

年度	件数
H23	13
H24	24
H25	36
H26	48

### 3 未成年後見人の活動

未成年後見人は、身上の監護について親権を行う者と同じの権利義務を有し(民法 857 条)、また財産管理を行う(民法 859 条)。

未成年後見人について「親代わり」と言われることがあり、未成年後見人の実際の活動は多岐にわたる。これは、専門職後見人であっても変わらず、すでに多くの専門職未成年後見人が、たとえば以下のような活動に日々従事している。

- ・ 住居探し、就職先探し等
- ・ 契約締結への同意(賃貸借契約、労働契約等)
- ・ 一人暮らしの未成年者の生活支援(家庭訪問、面談等)
- ・ 関係機関との連携(市町村、児童相談所、元入所施設、他の専門職等)
- ・ 財産管理・指導

また、「未成年者が少年事件を起こしたために保護者として捜査や少年審判手続に対応」、「少年院退院を控えた未成年者の帰住先調整」などの活動を要する事案も散見される。

施設退所児童等に関して報告者が経験した実例としては、保護者からの虐待を受けたため、児相相談所長の申立てにより親権喪失審判を得て、その後児童養護施設で生活していた児童について、同人が高校卒業後に寮付きの会社に就職するに際して報告者が未成年後見人に就任して、労働契約や寮への入居契約等の同意を与えたり、その後の財産管理を指導するなどしたケースがある。

---

の選任事例もあるようである。

<sup>5</sup> 正式な統計には接していないが、報告者が日弁連子どもの権利委員会等で見聞きする範囲でも、全国各地で増加していることは疑いがない。

<sup>6</sup> 大阪家庭裁判所本庁のほか、堺支部・岸和田支部を含む。

<sup>7</sup> 未成年後見人及び未成年後見監督人

<sup>8</sup> 件数に関する情報は、大阪弁護士会として把握しているものである。

#### 4 未成年後見人が存することのメリット

- (1) 親権者を持たない施設入所児童等にとって、未成年後見人は、児童相談所や施設とは異なる立場から、児童等の福祉のために尽力する貴重な存在となる。そのため、児童等の意向や利益が児童相談所や施設のそれと相反するような場合に、未成年後見人は、児童等の意思表明を支援したり、施設等との間での調整を図ったりすることができる。
- (2) また、未成年後見人は当該児童等が成人するまでその職にあり続けるので、児童等の住居や状況に変化があったとしても、児童等と継続的なかかわりを持つことができる。

#### 5 未成年後見人に関する課題（特に、専門職後見人について）

##### (1) 過重な義務（親権を行う者と同一の権利義務）

未成年後見人は「親権を行う者と同一の権利義務を有する」とされており、その義務はときに過重である。特に、非行傾向を有するような児童等の未成年後見人を務める場合に顕著であるが、児童等が不法行為に及んだときに未成年後見人として損害賠償責任を負うことになる可能性を否定できない<sup>9</sup>。

そのような危険が未成年後見人への就任を躊躇させることがないよう、未成年後見人全般が広く対象となる損害保険制度の整備などが求められる<sup>10</sup>。

##### (2) 保証

未成年後見人が、未成年者のために保証人となることを引き受けざるを得ない場面が生じている。典型的には、住居の賃貸借契約や労働契約の場面である。これは、未成年者に資力がない場合に特に負担が大きい。保証債務が現実化した場合の引当てとなるのは未成年後見人自身の資産しかないからである。また、未成年者が成人して未成年後見が終了したからといって、保証人たる地位から解放されるわけではない。

未成年後見人が保証人となる場合に、その負担を軽減するような制度が望まれる。具体的には、身元保証人確保対策事業の対象となる保証人の範囲を拡充することなどが考えられる。

##### (3) 報酬

未成年後見人は家庭裁判所の決定により報酬を得ることができるが、その原資となるのは未成年者の財産である(民法 862 条)。したがって、未成年者が財産を有しない場合には、

---

<sup>9</sup> 厚生労働省が未成年後見人支援事業の一環として「未成年後見人補償制度」を整備し、損害保険料の補助等を行っているが、その対象は(3)の報酬補助事業と同じ範囲にとどまる。

<sup>10</sup> 弁護士に関していえば、近時、このような責任を負う場合に備える損害保険商品(弁護士賠償責任保険の特約として加入するもの)が開発されている。

報酬を得ることは事実上不可能である。

なお、大阪弁護士会が把握しているところによれば、平成 25 年度及び平成 26 年度に推薦依頼があった案件のうち約 2 割<sup>11</sup>が、未成年者に財産がないため報酬が見込めないものであった。

厚生労働省が平成 24 年度から「児童虐待防止対策支援事業」の一環として「未成年後見人支援事業」を開始した。これは、一定の要件を満たす未成年後見人について、都道府県が主体となって、未成年後見人の報酬を援助するものである（報酬補助事業）。

この制度による報酬の補助を受けられるのは、児童相談所長が未成年後見人選任申立てを行い、家庭裁判所から未成年後見人として選任された者であって、次の要件をすべて満たした者である。

①未成年者の財産合計が 1000 万円未満であること

②未成年後見人が未成年者の親族以外の者であること

この事業では、家庭裁判所が報酬付与決定をした額のうち月額 2 万円を上限に報酬の補助がなされる。

従前であれば完全なる無報酬であったような事案にも一定の報酬が確保されるようになったことは一歩前進であるが、その対象となる事案は上記のとおり限定的なものにとどまる。

対象となる事案の範囲も、報酬の金額も、一層の拡大がなされるべきである。

#### （４）成人後のかかわり

未成年後見は、児童等の成人により当然に終了する。しかし、その児童等に対する支援の必要性が直ちに解消されるわけではない<sup>12</sup>。

必要に応じて成人後も、法的な裏付けの下で関与を継続できるような制度を作ることができないか、検討がなされる必要がある。

以上

---

<sup>11</sup> ここでいう無報酬事案には、後述の報酬補助事業により報酬補助が受けられるものは含んでいない。

<sup>12</sup> 成人したら自身の名において法律行為を行うことができるようになるため、支援の必要性はむしろ増すことさえある。